

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの
第二期中期目標期間終了時における組織・業務全般の検討について

東京都産業労働局

はじめに

本報告書は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）の第二期中期目標期間（平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）の最終年度に至ったことを受けて、設立団体である東京都が、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 31 条に基づき実施した、都産技研の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討内容を取りまとめたものである。

なお、今回の検討に先立ち、これまでも以下の取組によって、法人の組織・業務全般にわたる検討を実質的に行ってきたところである。

（平成 24 年度～平成 26 年度）

法第 28 条に基づき、各事業年度に係る業務の実績に関する評価により、中期目標の達成見込み状況及びその効果の分析を実施

（平成 26 年度）

知事の附属機関である東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し、都産技研の第三期中期目標の策定に資する意見を聴取し、第三期中期目標に反映

以下、これらの事前の取組や成果を踏まえつつ、その後に発生した要素や条件の変更を反映させ、「今後の都産技研の業務の継続の必要性」という視点に立って、改めて組織・業務全般について整理する。

第 1 都産技研の第二期中期目標期間の業務運営について

1 事務及び事業のあり方について

（1）都産技研が実施する業務の必要性・有効性

ア 都産技研の業務内容

都産技研は、平成 18 年 4 月 1 日に、東京都の組織であった「東京都立産業技術研究所」の組織・業務を引き継ぐ「移行型一般地方独立行政法人」として設立された。

都産技研の設立目的は、定款において「産業技術に関する試験、研究、普及及び技術支援等を行うことにより都内中小企業の振興を図り、もって都民生活の向上に寄与すること」と定められている。また、業務の内容は、業務方法書において以下のとおりとなっている。

- ・ 産業技術に係る試験
- ・ 産業技術に係る研究及び調査、共同研究、研究等の受託
- ・ 産業技術に係る普及、相談及び支援
- ・ 試験機器等の設備及び施設の提供（貸付け）
- ・ 安全管理、施設及び設備の維持管理等、上記の業務に附帯する業務

第二期中期目標で定められた具体的な事業内容は、以下のとおりである。

I 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える技術支援

① 技術的課題の解決のための支援

- ・ 技術相談
- ・ 依頼試験

② 製品開発、品質評価のための支援

- ・ 機器利用サービスの提供
- ・ 高付加価値製品の開発支援
- ・ 製品の品質評価支援

③ 新事業展開、新分野開拓のための支援

- ・ 技術経営への支援
- ・ 国際規格対応への支援
- ・ 技術審査への貢献

II 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える連携の推進

① 産学公連携による支援

② 行政及び他の支援機関との連携による支援

III 東京の産業発展と成長を支える研究開発の推進

① 基盤研究

② 共同研究

③ 外部資金導入研究・調査

④ 都市課題解決に資する研究開発

IV 東京の産業を支える産業人材の育成

① 技術者の育成

② 関係機関との連携による人材育成

V 情報発信・情報提供の推進

① 情報発信

② 情報提供

なお、技術相談・依頼試験・機器利用などの技術支援業務と研究業務は、相互に深く関連していることから、両者の業務を分離せず、技術分野で分けた複数の組織（研究グループ等）内で両業務を担当している。

こうした体制は、依頼試験・機器利用を、単なる定型的な請負業務や設備貸出業務としてではなく、中小企業が抱えている課題の解決につながるような実効性のある技術支援としていくために採用しているものであり、これにより研究業務によって得られた新技術の蓄積が、新たな依頼試験・試験機器の導入をはじめ、製品開発支援、技術セミナー、企業との共同研究などの取組に活かされている。

イ 都内中小企業を取り巻く社会経済情勢

都内中小企業は、日本の産業の牽引役として東京の産業活力の維持向上に重要な役割を

果たしているが、経済のグローバル化の進展や新興国の台頭による市場競争の激化、少子高齢化による労働力人口の減少への懸念など、乗り越えるべき様々な課題に直面している。さらに、ロボット技術や積層造形技術の進展など最新の技術動向への対応にも迫られている。

また、東京の産業構造に占めるサービス産業の割合が高まり、この分野の経済活動の重要性が増していることから、感性工学やロボット技術の活用などサービス産業におけるイノベーションを加速させることも必要となっている。

一方、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会は、こうした課題の解決に向け、新たな技術や製品、サービスを創出し、内外にアピールする絶好の契機である。大会開催後も将来にわたり東京の産業が発展していくためには、高付加価値化や成長産業分野への参入を実現する新技術の開発や新事業・新産業の創出を促し、着実にその育成を図ることで、産業の国際競争力を一層強化することが重要となっている。

東京都では、こうした社会経済情勢を踏まえ、平成26年12月に「東京都長期ビジョン」を策定し、「成熟の中で成長を続ける」社会システムを構築するための都政の大方針とした。

都市戦略6では、「世界をリードするグローバル都市の実現」を定め、政策指針15「日本の成長を支える国際経済都市の創造」では、これからの政策展開として、

- ① 世界から資本・人材・情報が集まる国際ビジネス環境の創出
 - ② 起業・創業の創出による経済活性化
 - ③ 成長産業分野の戦略的育成と中小企業の参入促進
 - ④ 中小企業の海外展開の促進
 - ⑤ 産業集積の維持・発展とものづくり技術の高度化・高付加価値化の推進
 - ⑥ 中小企業の人材確保・育成に対する支援の展開
 - ⑦ 農林水産業の産業競争力強化と東京の特産品の魅力発信
- を掲げている。

こうした取組には産業技術の活用が不可欠であり、都内中小企業の優れた技術力によって成長産業分野への参入や海外展開を通じて新たなイノベーションが生み出されるよう、技術開発に挑む中小企業への一層の支援が必要である。

ウ 都立試験研究機関の必要性

都産技研が平成23年度から平成26年度に行った都産技研の利用に関する調査（アウトカム評価報告書）によると、都産技研の利用目的では、製品の評価、トラブルの原因究明、品質証明、製品・製造技術の改良・開発が上位となっている。また、利用事業では、技術相談、依頼試験、機器利用の利用が多く、利用者の目的達成度調査では、いずれも90%以上の高い満足度を達成している。

技術相談、依頼試験、機器利用について、第二期中期計画での目標値及び実績は以下の

とおり年度ごとに過去最高の件数を更新させ、実際に中小企業からの高い支援ニーズがあることが裏付けられる。

主要事業の中期計画目標値及び実績

(単位：件)

	中期計画目標 (最終年度)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
技術相談	80,000 以上	106,770	124,413	129,226	135,220
依頼試験	－	106,195	137,791	149,321	150,335
機器利用	－	74,150	97,387	119,965	131,687

都産技研で実施している依頼試験や機器利用のサービス項目の中には、民間の検査機関等で実施しているものも存在する。しかし、都産技研を民間検査機関と比較した場合、公設機関であることによる低廉な料金や検査の信頼性という特徴に加えて、試験データの解析結果に基づくアドバイスや機器の操作講習、製品開発に向けた技術課題の解決など、きめの細かい技術支援を併せて実施しているという点が、大きな違いとなっている。

また、多額の設備投資が必要となる大型・特殊な試験施設や最新鋭の分析・加工機器を個々の中小企業が独自に整備することは、経営効率が悪く採算を取ることが困難であることから、都産技研がこうした設備を使った技術支援を低廉な料金提供することは、中小企業にとって非常に有益である。

次に、都立以外の公的な試験研究機関との棲み分けについて検証する。

国が設立した機関で都産技研の業務と関連が深い団体として、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）がある。ただし、産総研の設立目的は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法により、「鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。」と定められており、中小企業振興を主目的としている都産技研とは異なっている。また、産総研の地域拠点である臨海副都心センター（江東区青海）は、主にバイオテクノロジーとITの融合領域に力点を置いた最先端の研究開発を行っており、依頼試験等の中小企業向けの技術支援業務は行っていない。

中小企業振興の観点からは、産総研は中期計画において、産業技術政策の中核的实施機関として、地域イノベーションの推進に向けて、公設試等とも連携し、革新的な技術シーズを事業化につなぐ全国レベルでの「橋渡し」を行うとしており、都産技研とは補完関係にある。

区市町村による中小企業への技術支援の状況としては、墨田区や板橋区など一部の自治体で汎用性のある試験機器を備えた支援施設を設置している例が見られるものの、高度かつ高額な試験機器や、専門技術を有する職員を多岐の技術分野にわたって配置するのは限界がある。都がこれらをカバーして中小企業支援を実施することは、財政的にも人材確保

の面でも合理的である。

こうしたことから、中小企業の新製品・新技術開発を促進するための支援機関として、都立の試験研究機関は重要な存在意義を有している。

東京の産業活性化を図っていく上で、都内中小企業の技術力を高めつつ、より付加価値の高い「売れる製品」、都民生活の向上に寄与する新製品・新サービスの開発を促進することが重要となる。こうした中小企業の活動を促進していくために、都産技研が担う研究開発と技術支援の役割は、ますます重要なものになっていくと考えられる。ただし、その役割を担っていく上で、グローバル化の進展を背景に都内の産業動向も変化し続けていることから、都産技研が重点的に取り組む技術分野や支援体制について不断の見直しを行っていくことが重要である。

（２）法人の組織の必要性・有効性

ア 都産技研の沿革

都産技研は、都立の複数の試験研究機関等を再編統合した結果、現在の組織となった。

昭和 45 年 東京都立工業奨励館と東京都電気研究所を統合し、東京都立工業技術センターを設立

平成 9 年 東京都立工業技術センターと東京都立アイソトープ総合研究所を統合し、東京都立産業技術研究所として発足

平成 12 年 東京都立繊維工業試験場を統合

平成 18 年 地方独立行政法人に移行

西が丘本部（旧工業技術センター）、駒沢支所（旧アイソトープ総合研究所）、八王子支所（旧繊維工業試験場）、墨田支所（旧繊維工業試験場江東分場を移転整備）、城東支所・城南支所・多摩支所（旧中小企業振興センターの技術支援部門）の 1 本部・6 支所で発足。

平成 22 年 「産業サポートスクエア・TAMA」を開設し、その中に、都産技研の多摩支所と八王子支所を再編した「多摩テクノプラザ」を整備

（平成 23 年 3 月 東日本大震災）

（以下第 2 期）

平成 23 年 10 月 江東区青海に本部新設

平成 24 年 本部に「広域首都圏輸出製品技術支援センター（MTEP）」を開設

平成 25 年 墨田支所に「生活技術開発セクター」を開設

平成 26 年 本部に「ロボット開発セクター」を開設

同年 城南支所に「先端計測加工ラボ」を開設

平成 27 年 タイ王国にバンコク支所を開設

都産技研は、本部との一定の機能分担のもとで都内各地域の産業特性に応じたきめ細かい支援を行うため、拠点整備に努めてきた。

イ 東京の産業集積の地域特性

東京都内には、歴史的経緯や地理的条件から、各地域に特色ある産業集積が形成されている。特徴的な産業集積としては、「都心・副都心地域」における印刷業の集積、「城東地域」における金属製品や皮革製品・玩具等の繊維・雑貨関係業種の集積、「城南地域」における金属製品や生産用機械の集積、「城北地域」における印刷業や金属製品、生産用機械の集積を挙げることができる。また、多摩地域は、電子部品・デバイス・電子回路や情報通信機械器具、電気機械器具製造業などの電気機械系業種の割合が高いという特色がある。また、大企業の開発部門から独立した開発型企业が多く存在するという特徴がある。

ウ まとめ

中小企業への技術支援体制のあり方を検討するに当たり、施設を分散配置することによるメリット（利用企業の利便性）とデメリット（施設・機器の整備等に要するコスト増、人材の分散）を比較考量する必要がある。

東京都内には、上記のように各地域に特色ある産業集積が形成されており、都産技研が本部1箇所のみでは、都内全域の中小企業にきめ細かな支援を提供することが困難である。こうしたことから、産業集積の状況と地域特性を踏まえて発足した、1本部・1拠点（多摩テクノプラザ）・3支所（城東・墨田・城南）という都産技研の組織構成が、現状において最も効果的な支援体制であるということができる。

また、平成27年度には、中小企業から都産技研に対し、海外展開先でも都内と同様の技術支援実施への要望が高まったことを踏まえ、タイ王国にバンコク支所を開設した。タイ王国は、自動車産業など製造業の集積が進み、周辺諸国への輸送網も整備され、ASEAN諸国のハブとして飛躍的な発展を遂げていることから、既に進出している日系企業に加え、今後国内から進出を目指す企業も数多く見込まれ、技術支援の必要性がますます高まると考えられる。海外展開への支援体制については、事業効果等の把握に努めていく必要がある。

（3）地方独立行政法人化に伴う財政効果

東京都は都産技研に対して、一定のインセンティブを付与して弾力的かつ効率的な運営を促すために、地方独立行政法人法に基づき運営費交付金を、用途を特定しない「渡しきりの交付金」として交付し、経営努力の結果生み出した利益について翌事業年度に繰り越すことを認めている。その一方で、明確な目標管理のもとで効率的な予算執行を促すために、運営費交付金の毎年度の削減率を中期目標で定めている。

第二期中期目標においては、経常的な経費の財源である標準運営費交付金について、毎年度1%の財政運営の効率化を行うこととした。

なお、平成23年度～平成26年度における都産技研の運営に対して、東京都からは年間78～86億円の行政サービス実施コストを投入している。一方で、事業効果を推計するために、都産技研が利用企業へのアンケート調査に基づき利用企業全体の経済効果（売上増加等）を試算した結果は、218～354億円となっている。これは、あくまでも粗い試算であるが、この

直接効果からさらに誘発される間接波及効果も考慮すると、行政コストに比べて大きな経済波及効果を生み出しているといえる。

2 地方独立行政法人の運営形態の適切性

(1) 業務運営の適切性

都産技研では法人化した後、予算や利用料金を柔軟に設定できる特徴を最大限に活かして、技術支援業務の中心である依頼試験及び機器利用について、利用者のニーズ調査等に基づき新たな試験機器を導入するとともに、適正な原価計算と統一的な中小企業向けの減額ルールに則って料金を設定することで、適時適切に新規サービス項目の追加を行っている。

平成 23 年の東日本大震災の発生時に、自然災害に加え、放射能事故や電力供給のひっ迫により我が国の産業は大きな打撃を受けた。そうした中都産技研は、新たに震災復興技術支援事業に着手し、放射線量測定、節電・省エネ技術支援、被災企業への料金減免などを実施し、多くの中小企業の利用があった。依頼試験では、他県公設試ではあまり行われない試験をブランド試験と呼び、充実を図ってきている。海外展開支援では、近隣県・市の公設試と連携して「広域首都圏輸出製品技術支援センター (MTEP)」を開設し、国際規格に関する情報提供や規格適合性などのサービス提供を開始した。平成 25 年には生活関連製品の開発支援を強化するため、墨田支所に「生活技術開発セクター」を開設し、平成 26 年には航空機産業や医工連携産業の支援を見据え、城南支所に「先端計測加工ラボ」を開設した。

これらの取組は、いずれも都の直営組織では実施することができない、地方独立行政法人のメリットを活かした法人独自のサービスであり、法人化したことによる効果は高い。

今後も、都産技研は、限られた経営資源を有効に活用して質の高いサービスを継続的に提供していく必要がある。具体的には、事業ごとに投入した経営資源と事業効果の検証を行い、他の試験研究機関と連携した効率的な支援を進めるなど、更なる業務運営の適切化に取り組む必要がある。

(2) 財政運営の健全性

都産技研では、収支予算を柔軟に執行することができる地方独立行政法人制度の特徴を活かして、提案公募型研究など外部資金の積極的な獲得や、依頼試験等のニーズの増加に対して迅速に実施体制を整備するなど、事業動向の変化に即応した機動的な業務運営を行っている。また、不用品・有価物の売却などの増収努力にも取り組んでいる。

こうした取組による自己収入の増と、定型的業務のアウトソーシングや契約事務の改善など業務の効率的執行による経費削減の結果、平成 23 年度から平成 26 年度までの累計で 716 百万円の利益を計上した。これらの経営努力による利益は、目的積立金として積み立て、都産技研第二期中期計画で定めた積立金の使途「中小企業支援の充実、研究開発の質の向上、法人の円滑な業務運営の確保又は施設・整備及び改善」に充てている。平成 23 年度から平成 26 年度までは、生活技術開発セクターの整備に充当させるなど 329 百万円を活用した。

このように、法人化によって都の財務会計制度ではできない柔軟な経営が可能となり、経

営努力が促された結果、財政運営の健全性は高まっている。

第二期中期目標期間の自己収入決算額

(単位：百万円)

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自己収入 計		1,072	1,077	1,823	1,746
	事業収入 (注 1)	441	633	441	726
	補助金収入 (注 2)	29	10	29	－
	外部資金研究費等	140	94	140	43
	地域結集型研究開発プログラム	38	－	38	－
	その他収入	422	338	422	976

(注 1) 事業収入は試験手数料、機器利用料、セミナー受講料、技術審査料など

(注 2) 補助金収入は自転車等機械工業振興事業補助金

(3) 適切な運営体制の確保

都産技研は、一般地方独立行政法人として設立した。

研究職員の任用形態としては、任期の定めのない一般型研究員のほか、高度な知識・経験を活かした即戦力となる人材を確保するために、任期付研究員制度を設けている。研究職員の採用については、年間を通して随時、任期付研究員の募集・採用選考を行う事で、研究業務の動向や欠員状況に応じた必要な人材の確保を図っている。また、3年の任期が満了する際に、希望者については一般型研究員への切替選考を改めて行うことで、優秀な職員を確保している。

また、事務職員についても、任期付事務員制度を設けて計画的な採用を行うとともに、任期の定めのない一般型事務職員への切替選考制度や昇任選考制度を整備し、必要な人材の確保・育成を進めている。

今後も、自律的運営に努めるとともに、産業動向の変化や技術革新を踏まえ、中長期的視点に立って計画的に固有職員の確保と育成を行っていくことが必要である。また、内部管理部门の都派遣職員については、設立団体である東京都が責任を持って派遣する必要のあるポストや職種を除き、固有職員の育成状況を勘案し、段階的に派遣の縮小を進めていく必要がある。

(4) まとめ

都産技研の第二期中期目標期間の取組を検証すると、地方独立行政法人に移行したことによって、業務運営・財政運営の弾力化・効率化による行政サービスの向上が十分図られているといえる。都の直営組織では、こうした柔軟な業務運営を行うことができないことから、都産技研の運営形態は、地方独立行政法人の形態を継続することが適切である。

その上で、第三期中期目標期間の運営面での課題を挙げると、地方独立行政法人のメリッ

トを十分に活かした質の高いサービスを継続的に提供できる体制を確保することである。そのためには、的確な経営分析に基づく経営資源の最適配分による質の高いサービスの提供と、中長期的視点に立った職員の計画的な確保・育成が必要とされる。

第2 第二期中期目標期間の法人の業務実績評価等

1 各年度別の評価の概要

都産技研は、法第28条に基づき、評価委員会により各事業年度に係る業務の実績に関する評価を受けている。評価委員会の平成23年度から平成26年度までの評価は次表「業務実績評価」のとおりであった。

第二期の全体評価は、各年度とも「中期計画の達成に向け、業務全体が優れた達成状況にある」と評定されている。

各年度の主な総評は次のとおりである。

(平成23年度)

- ・未曾有の災害の中で、被災地の公設研究機関と連携した被災地企業への技術支援、都内中小企業製品等の放射性物質測定を通じた都民の安全安心の確保や風評被害防止等の取り組みが実施された。
- ・本部移転に際しても、技術相談、依頼試験、機器利用サービス、製品開発支援等の項目で十分な成果を挙げている。
- ・技術支援事業の数値目標を達成することは必要であるが、マンパワーや時間の配分にも留意し、研究開発のさらなる充実を期待する。

(平成24年度)

- ・都産技研のみならず、外部機関をも含め、担当者等を容易に検索可能なシステムを構築し、技術相談に的確に対応している。
- ・近隣他県の公設試験研究機関と連携した「広域首都圏輸出製品技術支援センター」を主導的かつ順調に立ち上げ、中小企業製品の海外規格への適合支援に取り組んだ。
- ・研究開発と、研究成果を反映する特許出願や特許使用許諾へのさらなる取組が望まれる。

(平成25年度)

- ・依頼試験では、ブランド試験に2分野を追加し9分野とし、高い精度と信頼性のもとで実績増を達成させている。
- ・広域首都圏輸出製品技術支援センターの参画機関等の管理法人として競争的外部資金の獲得に取り組み、試験機器等設備を強化した。
- ・今後も、ニーズオリエンティドな事業運営、戦略的技術力強化、事業化を見据えた技術支援を3本柱とする都産技研の基本理念に基づき、グローバル化市場において高付加価値化で競う都内中小企業が、技術力の高い製品を製造・販売し続けられるよう、積極的な支援の継続を期待する。

(平成 26 年度)

- ・サービスの充実等に積極的に取り組んだ結果、技術相談や依頼試験、機器利用で着実な実績増を達成した。
- ・臨機応変な対応が可能な地方独立行政法人のメリットを活かし、都内中小企業の技術振興に正面から向き合いニーズに合致した支援の充実に努め、十分な結果を出した。
- ・今後も、東京の産業の発展と成長を支える研究開発の推進及び国内外の市場ニーズを的確に捉えた製品開発を支える技術支援のより一層の拡充を期待する。

《全体評価》

以下の5段階で評価 S(特筆すべき業務の達成状況にある),A(優れた業務の達成状況にある), B(概ね着実な業務の達成状況にある),C(やや不十分な業務の達成状況にある), D(不十分な業務の達成状況にある)の5段階で評価	H23	H24	H25	H26
	A	A	A	A

《項目別評価》

	大項目	中項目	小項目	H23	H24	H25	H26
1	技術支援	技術課題の解決	技術相談	S	A	A	A
2			依頼試験	S	S	S	S
3		製品開発・品質評価	機器利用	S	S	S	S
4			高度分析開発セクター	B	A	A	A
5			システムデザインセクター	A	A	S	A
6			オーダーメイド開発	A	A	S	S
7			ラボ・共同研究室	B	A	A	A
8			実証試験セクター	S	S	S	S
9			新事業展開・新分野開拓支援	公社連携、知財センター	B	B	B
10		特許、使用許諾		B	B	A	B
11		国際規格対応		B	A	S	S
12		技術審査		A	B	A	A
13	他支援機関との連携の推進	産学公連携	東京イノベーションハブ	B	B	B	A
14			産学公コーディネート、異業種交流、技術研究会	B	B	B	B
15		行政・他支援機関連携	行政・他機関連携	S	S	S	A
16	研究開発	基盤研究	基盤研究	A	A	A	A
17		共同研究	共同研究	A	A	A	A
18		外部資金、都市課題	外部資金研究、都市課題	A	B	B	B
19	人材育成	技術者育成		A	S	S	S
20		人材育成	関係機関連携	B	B	B	B
21	情報発信・情報提供		情報発信、情報提供	S	A	S	S
22	組織運営		組織運営ほか	S	A	A	A
23	業務運営効率化・経費節減		業務改革、剰余金活用	A	B	A	A
24	その他業務運営		危機管理・社会的責任	B	B	A	A
S(年度計画を大幅に上回って実施)				7	5	9	7
A(年度計画を上回って実施)				8	10	10	12
B(年度計画を概ね順調に実施)				9	9	5	5
C(年度計画を十分に実施できていない)							
D(業務の大幅な見直し、改善が必要である)							

2 都産技研の第三期中期目標の策定に資する評価委員会の意見

東京都は、評価委員会が定める「東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方」に基づき、平成 26 年に、次期中期目標の検討に資する意見を聴取した。主な意見は、次のとおりであった。

- ・ 東京のものづくり中小企業が衰退する中で、首都東京というアドバンテージを活かした新しい成長への活路を見出すという点を、都産技研の使命として認識することが重要。
- ・ 成長産業として、サービスロボット分野、航空機関連産業分野などが考えられる。また、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に関連し、サービス産業、インフラ関連設備・機器等を起爆剤として位置付けることも重要。
- ・ 評価の考え方として、数値化にこだわらずに新たな評価指標を設けることが重要。
- ・ 製造業のグローバル化に伴う大企業の製造拠点の国外転出が進むことにより影響を受けている中小企業に対して、技術的またはビジネス面での強力な支援が望まれる。
- ・ 少子高齢化が進む中、中小企業の技術力を支える若手人材の中長期的確保が懸念される。
- ・ アジア諸国の技術レベルが向上する中で、都内中小企業の独自技術力の確保・向上が重要。
- ・ 市場競争の激化や労働力人口の減少、中小企業の廃業増への懸念など、厳しい環境の中、競争力強化と人材の育成・確保への対応が望まれる。
- ・ オリンピック・パラリンピック東京大会後の反動による景気低迷が懸念される。
- ・ 高度技術を有する中小企業が多いものの、成長産業への参入と単独での海外展開は、都内中小企業にはまだハードルが高いのが実状。
- ・ 差別化できる技術力を磨くため、新発想のものづくりに注目している。
- ・ 日本経済の停滞や大手企業の海外進出の中で、中小企業は設備投資をせず、家族役員で分配して自己保護をするようになっている。円安で出た大手企業の利益が中小企業に還元されていないのが実態である。
- ・ 都産技研の予算・人員・最新鋭の設備を、もっと多くの中小企業に P R し、使ってもらうべき。また、中小企業も下請け的に仕事を待つのではなく、都産技研のような機関をうまく活用すべき。
- ・ 国内だけでなく、海外市場も考慮して検討をしなければ意味がない。そのためにも、都産技研として海外の展示会に出展し、中小企業の国際化を支援することが必要。
- ・ 都産技研はものづくり支援、公社は販売支援としているが、もっと両者が交流し、中小企業に対し「売れるものづくり支援」をする必要がある。

第3 第二期中期目標期間の総括と今後の法人のあり方

これまでの検討の結果をまとめると、以下のとおりである。

- ・ 都産技研が行っている業務は、引き続き都立の試験研究機関において実施することが必要
- ・ 組織構成は、1 本部・1 拠点・3 支所の体制が効率的かつ効果的
- ・ 海外展開への支援体制については、事業効果等の把握に努めていく必要がある。

- ・運営形態は、地方独立行政法人の形態を継続することが適切

また、評価委員会からは、第二期中期目標期間の業務について、中期計画の実施状況から見て業務全体が優れた達成状況にあるとの評価を受け、運営については、地方独立行政法人化の利点を活かした機動力のある業務運営を展開しているとの意見を得た。

これらの結果を踏まえると、第二期中期目標期間の最終年度を迎えた現時点においては、都産技研の業務内容、組織構成、事業規模、運営形態について、総体として適切かつ妥当なものと判断されるため、法第31条第1項に規定する「所要の措置」を講ずる必要性は認められない。

なお、今後の事業展開に当たっては、都内中小企業を取り巻く社会経済情勢を踏まえて、東京の中小企業の産業競争力強化、国内外の市場ニーズを的確に捉えた製品開発支援、東京の産業を支える産業人材の確保・育成を強化していく必要がある。また、法人運営面においては、将来にわたって業務の方向性を見据えた計画的な組織運営や、危機管理対策・環境配慮などの取組の一層の推進が求められる。

こうした今後の課題については、東京都が策定する第三期中期目標において適切に反映させていかなければならない。

都産技研においては、東京都が策定する第三期中期目標に基づき着実に業務運営を行うとともに、今後とも社会経済情勢の変化に機動的に対応し、より高い業務実績を目指すことが期待される。